

【発表の概要】

2021年11月1日

経済史研究会@東京大経院（Zoomによる遠隔形式）

山岳地の植林と牧野の具体性剥奪

—19世紀から20世紀初頭のフランス・オート＝ザルプ県を中心に—

報告者：伊丹一浩（茨城大学農学部）

1.本研究の目的

本研究の対象地であるフランス南部山岳地オート＝ザルプ県では、急流河川や溪流の被害が多発していた。春季の融雪や夏季の局地的暴雨により、増水、氾濫、泥流、土石流が発生し、流域住民の財産、生活、生命を脅かした。対応として堤防、堰堤、水制などの構造物の建設が進められたが、より根本的な解決策として、荒廃山岳地の植林が、知識人、技師、県知事、県高官らによって提言された。同様の要請は他の山岳諸県でも出されており、こうした声を背景として、山岳地の植林に関する法（1860年7月28日法）が、関連制度の整備を目的とする最初のものとして制定された。これに基づき、植林事業による対策が実施されていくことになる。

しかし、実際には、事は、必ずしもスムーズに進んだわけではなかった。現地では事業をめぐる不満が沸き起こり、軋轢や対立が発生した。1860年法で定められた強制措置を伴う義務事業が、山岳地住民による森林・牧野の利用と競合し、彼らの経済的な再生産に支障をもたらすのではないかとの懸念が広がったのである。彼らの不満への対応として、草地化の導入と放牧権剥奪への一部補償を実現するべく、山岳地の草地化に関する法（1864年6月4日法）が制定されたが、なおも不満は解消せず、とりわけ事業費用の負担のあり方が問題とされた。

山岳地の植林は溪流や河川の下流域保護のために実施されるが、その費用は上流域に位置する植林対象地の所有者が負担することとされていた。つまり、直接、植林の効果や恩恵を受ける訳ではない上流域の住民こそが、自らの森林や牧野の利用制限に繋がりうる事業の費用負担を強いられる構造となっていた。そこには、事業をめぐる受益と費用負担の不一致が見られたのであり、それが山岳地住民の大きな不満を呼び起こすこととなる。

こうした問題を孕む1860年法の規定は、オート＝ザルプ県で厳しく批判され、改正の要求が中央に向けて強く発せられた。制度改正を目指した能動性が明確に示されたのである。そして、森林行政当局の側も問題の所在と構造とを認識し、法改正に向けて動き出す。これら動きが山岳地の復元・保全に関する法（1882年4月4日法）の制定に繋がるのである。

ただし、この法においても山岳地住民の要請が満足な形で実現した訳ではなかった。彼らは、放牧経営の基盤であった牧野を確保しつつ費用負担の問題を解決する方策として、コミュン有地への一時的収用の導入を求めたが、成立した法においては本来的な意味での収用が導入されたのである。こうした制度の導入により、収用補償金という対価を貨幣の形で

獲得することにはなるものの、牧野の方は剥奪されてしまうため、地域住民の生活が削り取られていく事態が懸念された。よって、オート＝ザルプ県では、依然として事業への反対と反発とが熾り続けた。

そこで、本研究では、当県を主な対象地として、山岳地の植林に関する法制度の問題、植林事業の実態とそれをめぐる軋轢、改正に向けた働きかけと能動性、新制度の影響とそれへの反発を分析する。特に、費用負担の問題と制度改正の要求、中央における収用制度の導入に向けた動きとオート＝ザルプ県におけるそれへの反応に着目し、牧野の具体性¹剥奪へと繋がっていく山岳地の植林事業に関する制度の性格を明らかにする。

2.分析の結果

本研究の分析の結果は以下のとおりである。

(1)地域における能動性の可能性

19世紀フランスにおいて河川の氾濫による被害が社会的に問題視され、その根本的な原因として山岳地の荒廃が注目されるようになっていた。それへの対応として植林実施の必要が認識されるようになっていた。こうした認識を受けて、山岳地における植林を促進するべく1860年法が制定された。しかしながら、この法には牧野住民の経済活動とバッティングする規定が含まれていた。とりわけ、費用負担の問題は牧野の具体性剥奪に繋がりがねないものであったがゆえに、彼らの経済活動や生活に大きな支障となる懸念が生じていた。実際、本法の規定に基づいて植林事業を実施しようとするや、山岳地において軋轢が生じた。そうした動きを背景にして、法改正の要請が出された。

1860年法の弊害に対応するために1864年法が制定されたが、不十分な内容であり、なおも事業への反対は収まることがなかった。そのため、事業により受益を得る下流域こそがその費用の負担すべきであることや、事業対象地の牧野の具体性を確保することが山岳地住民により主張された。こうした主張はオート＝ザルプ県会において法改正に載るような形に転化された。山岳地から発せられた要望は、隣接するドゥローム県選出議員シュヴァンディエの法案で反映され、森林行政の側でも十分とはいえないが、それを汲み取ろうとする動きが見られた。

1860年法で定められた制度に対する地域住民の能動性が中央における法改正に向けた議論の中で取り込まれているのであり、こうした取り込みに、下からのベクトルの到達可能性を見ることができる。1864年法では、一部ではあるが禁牧措置に対する補償が認められた。1882年法では費用負担の問題が解決した。地域からの働きかけにより山岳牧野住民に配慮した措置が講じられているのであり、その能動性が一定の成果を得たのである。コミュニケーションや県会などの媒介項を通しつつ、能動性を発することで、法制度を改善する契機を検出することができる。対立や葛藤をうちに孕みながらも、地域における主体性や、それを受けた制度変化に向けた提言の動きが存在していた。社会変革や革命といった根本的な変動ではないかもしれないが、漸進的な変化の相を見出すことができるのである。

確かに、次に指摘するように、住民の要望が全き形で実現したわけではないが、それが中央にまで到達し、実現しうる可能性が開かれつつあった。法制度を動かすことで社会を動かし、自らの生命や生活の再生産の可能性を拡大する営為が広がりつつあったのである。

(2)地域の能動性の限界と牧野の具体性剥奪

ただし、地域からのベクトルには限界も存在する。1882年法で費用負担の問題は解決されたが、そのために本来的収用が導入された。区域限定化条項もあわせて入れられ、対象となる事業区域の規模が縮小されるとともに、公益認定がデクレではなく法によるとされるなど牧野住民への配慮が加えられたが、しかし、本来的収用の導入を撤回させるには至らなかった。これにより、事業区域に包摂されてしまうと、その牧野の具体性が剥奪されてしまうことになる。それに対して、オート＝ザルプ県では、懸念がないわけではないものの一時的収用や禁牧、放牧規制を入れようとの動きが見られた。が、しかし、結局のところ、1882年法では原則として本来的収用によるとされたのである。

このように、山岳地住民の反対や懸念にもかかわらず、本来的収用が導入されたのであるから、やはり、下からのベクトルの限界を指摘しなければならない²。中央行政には地域の具体的な生活への眼差しが欠けており、それを十分に励起することができなかった地域の能動性には限界が存在していたと言わざるを得ない。法制度改正のイニシアティブは中央の側にあったのであり、一般利益の名のもとに本来的収用が導入され、個別利益と位置付けられた牧野住民の再生産と自律性は掘り崩されたのである。

1882年法によって、事業費用の負担問題は解決をみたが、しかし、それは本来的収用制度導入により、新たな問題の火種や懸念を生み出すものであった。事業区域の範囲に含まれると、収用の対象となり、住民による利用が困難となる。収用補償金が支払われることにはなるが、それは、牧野の具体性を抽象的な貨幣価値で置き換えることを意味した。そうした措置は、地域住民の具体的な生活の再生産を揺るがしかねないものであった。地域住民は、牧野において、具体的な自然との関係の中で、そのリズムに乗りながら、ヒツジなどの家畜を飼育することで生活を再生産させていた。しかし、本来的収用制度の導入は、こうした構造の根源となる要素を剥奪し、抽象的な貨幣価値の利殖をよすがとする市場へと彼らを駆動していくことになる。自然の中の具体性にもとづく生活の再生産ではなく、抽象的な利殖へとさらに方向づけ、絶えることのない競争原理へとさらに駆動していったのである。

しかも、不利な条件下に置かれる山岳地にとっては単なる競争原理への駆動ではなく、フィックスト・ゲームへの投げ入れであった。こうした駆動は、山岳地における自律性の喪失と中央集権的な制度整備による方向付けを通してのことであり、住民生活の再生産への侵害と支障を伴うものであった。1882年法は、このような形でオート＝ザルプ県の山岳地住民をフィックスト・ゲームへと駆動したのであり、ここにその本質的意義を認めることができるのである。

¹ ここで「牧野の具体性」という言葉を使うのは、「貨幣の抽象性」との対比を念頭に置いているからである。気象条件などに左右されることがあるとはいえ、牧野は自然のメカニズムや牧草の生命のリズムの中で、現実のものとして具体的に再生していくが、本来、取引の仲介物であり、メディアに過ぎない貨幣は、幻想であるとか虚妄であるとまではいわないものの、即物的に見れば貨幣が貨幣を生み出すわけではない。増殖するものと理解されるとしても、あくまでも擬制的に言われているに過ぎず、それ自体、現実のものとして再生をしているわけではない。このように両者の再生のあり方の間には、確かに相違が見られるのであり、そうしたことを意識して、本研究では、「牧野の具体性」とか、「貨幣の抽象性」といった表現を用いることにする。

² なお、山岳地住民が発する下からのベクトルについて、さらに限界を指摘するとすれば、必ずしも社会の構成を総体として把握しているわけではないことがある。妥協の契機もあるが、基本的には相成り立ちがたい問題のうちの一方の立場からの主張にとどまるのであって、その抜本的な解決に結びつくようなものではない。水害対策と牧野住民の生活の両立の実現には、これら問題をめぐる社会経済的構造の俯瞰的把握とそれに立脚した解決の提示が必要なところ、そうした視点はやはり住民の能動性の中にも欠けていた。結局のところ、オート＝ザルプ県より発せられていた能動性や主体性もまた、社会的分断や対立を乗り越えることにはつながらなかったのである。